

会員規約

特定非営利活動法人 **Access Aid Nagano**

この会員規約(以下「本規約」)は、特定非営利活動法人Access Aid Nagano(以下「当法人」)とその会員との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したものとします。

1.会員の種別と権利

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とします。

- (1) **正会員** この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。当法人の実施する事業に参加、また支援する意志を持ち、その責任があります。総会での議決権を持ちます。
- (2) **サポート会員** この法人の目的に賛同し、その事業の支援を目的として入会した個人及び団体。総会での議決権はありません。
- (3) **賛助会員** この法人の目的に賛同し、入会した個人または団体。当法人の提供する情報及び実施する事業へ参加する権利がありますが、総会での議決権はありません。

2.入会申込等

- (1) **入会申込** 入会の申込をする方は、当法人が別に定める会費を払込み、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、当法人の理事長に申し込むものとします。
- (2) **入会の成立** 入会は、前項に定める入会申込に対して、当法人がこれを認めたとときに成立します。
- (3) **入会申込の拒絶** 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
 - ① 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
 - ② 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
 - ③ その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

3.会員資格有効期間

- (1) **有効期間** 当法人の事業年度とします。(当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わります。)
- (2) **起算日** 当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とします。

4.会員資格の喪失

当会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

5.会員資格の継続

- (1) 会員資格有効期間が満了する場合には、継続のための案内を会員に電子メールまたは書面により通知します。
- (2) 会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとします。

6.退会

- (1) 会員は当法人が別に定める退会届に必要事項を記入し、当法人の理事長に提出することにより、任意に退会することができます。
- (2) 既に納入された年会費等の月割り返還はしません。

7.会員の除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の議決により除名することができます。

- (1) 当規約に違反した場合。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をした場合。

8.損害賠償

- (1) 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
- (2) 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

9.拠出金品の不返還

- (1) 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しません。
- (2) 貸与契約の金品はこの限りではありません。

10.会費

入会金・年会費は、以下のように定めます。

正会員		入会金	5,000円	年会費	12,000円
サポート会員	(個人)	入会金	3,000円	年会費	6,000円
	(団体)	入会金	10,000円	年会費	120,000円
賛助会員	(個人)	入会金	1,000円	年会費	3,000円
	(団体)	入会金	5,000円	年会費	12,000円

年会費の納入について

1月1日より6月30日の上半期で入会をされた方は、全額を納入して頂き、7月1日より12月31日までの下半期で入会をされた方は、半額を納入して頂きます。